

議案第 32 号

大野市有終西小学校（学びの里「めいりん」）改修検討チーム設置要綱案

令和 8 年 4 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

検討チーム設置のため

庁中一般

各出先機関

大野市有終西小学校（学びの里「めいりん」）改修検討チーム設置要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

大野市教育委員会

大野市有終西小学校（学びの里「めいりん」）改修検討チーム設置要綱

（設置）

第1条 大野市有終西小学校（学びの里「めいりん」）の施設改修の検討をするため、大野市有終西小学校（学びの里「めいりん」）改修検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

（任務）

第2条 検討チームの任務は、次のとおりとする。

- (1) 大野市有終西小学校（学びの里「めいりん」）の施設改修の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設改修の検討に関し必要と認められること。

（構成）

第3条 検討チームは、10人以内で組織し教育委員会が任命する。

2 検討チームにリーダーを置き、構成員の中から教育委員会が任命する。

3 リーダーは、検討チームを統括する。

（会議）

第4条 検討チームの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。

2 リーダーは、会議の議長となる。

3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又

は意見を求めることができる。

(設置期間)

第5条 検討チームの設置期間は、第3条第1項の規定による任命の日から教育委員会が解散を決定した日までとする。

(成果の報告)

第6条 検討チームは、第2条に掲げる任務の結果を教育委員会に報告するものとする。

(関係課等の協力)

第7条 検討チームのメンバーが所属する課等の長は、検討チームの目的を理解し、積極的に協力しなければならない。

2 検討チームが関係課等に対し、必要な事項について意見及び資料の提出を求めたときは、関係課等の長は積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第8条 検討チームの庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討チームに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。